

平成24年3月27日教育委員会告示第1号

焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、焼津市立図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために収集する雑誌について、雑誌スポンサー制度を実施し、もって市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌スポンサー（この要綱の規定に基づき雑誌を寄贈する者をいう。以下同じ。）が図書館に雑誌を寄贈し、図書館が当該雑誌の保護用具等に雑誌スポンサーの広告物を掲示した上、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、図書館に1年以上雑誌を寄贈することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 株式会社その他の民間企業

(2) 小売商業、サービス業その他の事業を営む者又はその組織する団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当であると焼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める業種又は事業者は、雑誌スポンサーになることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類する業種

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者（地方公共団体を除く。）

(3) 消費者金融業

(4) 利殖を目的とした投資・投機のあるせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

(5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(6) 興信所、探偵事務所等

(7) 法令に違反している事業者

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

(9) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(10) 役員等（事業者が個人事業主である場合にあってはその者を、事業者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力

団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)である事業者
(11) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして不相当であると教育委員会
が認めるもの

(掲示広告物の基準)

第4条 雑誌スポンサーの広告物は、次の各号のいずれにも該当しないと教育委員会
が認めるものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名を宣伝するもの
- (7) 市民の健康増進並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切で
ないもの
- (8) 差別、偏見等を助長するおそれがあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) その他前各号に類するもので、広告物として適当でないもの

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌の
うちから図書館に寄贈する雑誌を選定し、焼津市立図書館雑誌スポンサー申込
書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申し込まなけれ
ばならない。

- (1) 広告の図案及び原稿
- (2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

(広告案の審査及び決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、当該広告案につ
いて、焼津市広告掲載要綱(平成22年焼津市告示第24号)第11条に規定する焼津
市広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付するものと
する。ただし、過去に掲示の決定を受けた広告と同一内容による継続した申込み
については、審査を省略することができる。

2 教育委員会は、前項の審査を経た申込みについて、適当と認めるときは、申込
みをした者を雑誌スポンサーとして決定し、焼津市立図書館雑誌スポンサー決定
通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 広告物は、掲示を始めた日から3月を経過するまでの間、これを変更すること
ができないものとする。

(雑誌の寄贈)

第7条 雑誌スポンサーは、第5条により選定した雑誌を刊行後遅滞なく、教育委
員会が別に指定する方法により、図書館に寄贈するものとする。

2 雑誌スポンサーから寄贈を受けた雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、廃刊その他の理由により選定した雑誌を図書館に寄贈することができなくなるおそれがあるときは、寄贈する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(変更広告案の審査及び決定)

第8条 雑誌スポンサーは、第6条第3項に規定する期間を経過した広告物を変更しようとするときは、あらかじめ、広告物変更申込書(第3号様式)に新たに掲示する広告案を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による変更の申込みがあったときは、当該広告案について審査委員会の審査に付するものとする。

3 教育委員会は、前項の審査を経た申込みについて、適当と認めるときは、広告物の変更を承認し、広告物変更承認決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(雑誌の寄贈の中止の申出)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌の寄贈を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による中止の申出があったとき。

(2) 雑誌スポンサーが第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日教育委員会告示第3号)

この告示は、令和4年3月16日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日教育委員会告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後の雑誌スポンサー制度に係る申込みについて適用し、同日前の雑誌ス

ポンサー制度に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月19日教育委員会告示第5号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後の雑誌スポンサー制度に係る申込みについて適用し、同日前の雑誌スポンサー制度に係る申込みについては、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

焼津市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

（宛先）焼津市教育委員会

所在地
名称

申込者

代表者の氏名
電話番号

焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱第5条の規定に基づき、図書館に雑誌を寄贈したいので、次のとおり申し込みます。

1 寄贈する雑誌及び寄贈先図書館

雑誌の名称	刊行の形態	寄贈先図書館
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川

2 寄贈期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 雑誌を納入する業者（書店等）

4 掲示する広告案

別紙による広告案のとおり

5 担当者連絡先

（注） 寄贈する雑誌の刊行の形態及び寄贈先図書館については、該当するものの□にレ印を付けてください。

第2号様式（第6条関係）

焼津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

様

焼津市教育委員会

年 月 日付けで申込みのあった図書館への雑誌の寄贈について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 寄贈を受ける雑誌及び受入れ図書館

- 2 寄贈を受ける期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 雑誌を納入する業者（書店等）

- 4 掲示する広告
別紙のとおり

（注）

- 1 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他寄贈された雑誌の取扱いについては、寄贈を受けた図書館が決定します。
- 2 寄贈する雑誌が廃刊となる場合その他雑誌の寄贈ができなくなると見込まれる場合は、あらかじめ寄贈する図書館と協議してください。
- 3 掲示する広告物は、掲示した日から3月間は変更することができません。掲示した日から3月以上経過した広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ新たに掲示する広告物について承認を受けてください。
- 4 掲示された広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負いますので、広告掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決してください。

第3号様式（第8条関係）

広告物変更申込書

年 月 日

（宛先） 焼津市教育委員会

所在地
名称

申込者

代表者の氏名
電話番号

焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱第8条第1項の規定に基づき、図書館に寄贈している雑誌に係る広告物を変更したいので、次のとおり申込みます。

- 1 広告案
別紙のとおり
- 2 担当者連絡先

第4号様式（第8条関係）

広告物変更承認決定通知書

年 月 日

様

焼津市教育委員会

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告の掲示について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認する広告
別紙のとおり
- 2 広告を変更する日
年 月 日

(注)

- 1 掲示する広告物は、掲示した日から3月間は変更することができません。掲示した日から3月以上経過した広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告物について承認を受けてください。
- 2 掲示された広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負いますので、広告掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決してください。